

令和3年第2回
利根町議会定例会会議録 第4号

令和3年6月8日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	船川京子君
6番	石山肖子君	12番	新井邦弘君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	佐々木喜章君
教育長	海老澤勤君
総務課長兼防災危機管理課長	飯塚良一君
政策企画課長	川上叔春君
財政課長	蜂谷忠義君
税務課長	大越達也君
住民課長	久保田政美君
福祉課長	三好則男君
子育て支援課長	花嶋みゆき君
保健福祉センター所長	狩谷美弥子君
生活環境課長	飯田喜紀君
保険年金課長兼国保診療所事務長	直江弘樹君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	近藤一夫君
建設課長	中村敏明君
まち未来創造課長	青木正道君
会計課長	田口輝夫君
学校教育課長	中村寛之君
生涯学習課長	桜井保夫君

指 導 課 長 池 田 恭 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 聖 之
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

令和3年6月8日（火曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、一般質問についての確認事項を申し上げます。

執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものであります。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、町長のプライベートな内容などを聞く場でもありません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは、議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，一般質問を行います。

9番通告，8番井原議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 井原正光です。一般質問を行います。

私は、これまで学校関係について質問を重ねてまいりました。

一つは、準要保護の基準の緩和についてであります。この件については、少しでありますけれども、教育委員会の御理解で改善が図られました。しかしながら、まだまだ緩和をする余地があります。今後もコロナ禍また何らかの事由によって困窮する家庭の子供さんのために、さらなる準要保護の基準緩和が図られるように行政に改善を求めていきたいと思っております。

もう一つは、学校給食に関することであります。給食施設衛生管理に係る基準は、当然守られていると思います。その上で、子供たちには安全な給食が提供されていると思っております。給食用食料安全等の確保については、成長期にある児童生徒を対象にしていることから、より安全の確保が不可欠であります。

教育委員会は、食中毒を予防し、安全な実施に資するため、使用される食材について定期的に点検を実施しているというふうに思いますので、これらのことについては次回にお聞きすることにいたしまして、前回に続き、納入業者の中でも地元で生産され、食されている野菜等を納入している業者についてお聞きしてまいりたいと思います。

これまでお聞きしてきたことから分かったことなんですけれども、町内でお店を構え、営業し、生産販売していると思われる4業者が学校給食用食材として納入していることが分かりました。なかなか答弁がいただけず、前回の教育委員会の答弁でやっと分かったわけですけれども、この中で、店は空き店舗同様で、生産販売していると思えない1業者が給食用食材を納入しております。この業者の納入高が、取引額が一番多いことも分かりました。なぜなのかお聞きしたいと思います。

若泉商店のことについてであります。

○議長（新井邦弘君） 質問に対する答弁を求めます。

中村学校教育課長。

〔学校教育課長中村寛之君登壇〕

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、井原議員の御質問にお答えいたします。

野菜、果物類ほか給食食材の納入につきましては、町の会計に移行する前から、地域とのつながりを考慮し、できる限り町内業者と取引できるよう努めてまいりました。しかしながら、高齢化や廃業等の理由で業者からの申し出により取引を中止せざるを得なくなってきたのが現状でございます。

野菜、果物類を納品していただいている4業者は、給食提供数を考慮し、輪番制としておりますが、特に野菜につきましては、時価の変動や品質にばらつきがあるため、納入時の時価とし取引をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、担当課長のほうからお話ございましたけれども、あまり納得できません。本来であれば、教育長のほうから答弁をいただきましたかったわけですが、若泉商店を取り仕切っている方、これは利根町監査委員の要職にある若泉議員だというふうに私は思っております。このことを裏づける言葉が、実は全員協議会の席で、若泉議員本人が語っているのです。町内のお祭りの寄附についての話として、若泉商店として、あるいは若泉昌寿云々として寄附していますと言っています。このことから、若泉商店と若泉議員は深い関係にあるということが分かるかと思えます。

これは、公選法違反云々はまた別の機関に委ねるといたしまして、若泉商店の取引額は、前回の教育委員会の答弁から163万何がしという数字を示されました。他の業者と比較すると50万円超多いんです。なぜこのように多いのか、今の説明では私はちょっと理解はできません。別の角度から見ますと、この金額が所得申告されているかどうかという税法上の疑念もありますが、それはまた別の機関にお願いするとして、利根町政治倫理条例から疑義が残りますのでお聞きしていきたいと思えます。

御承知のように、利根町政治倫理条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる町長、教育長、議員が町民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応えると共に、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的するということで、この条例がつくられております。

このように、この条例の目的に、議会議員その地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないように町民の信頼に応えるとの目的がございます。そして、責務には、町民に対して自ら高潔性を明らかにする。さらに基準には、町民代表として不正の疑惑を持たれるおそれがある行動、行為をしないこと、このようになっています。さらに、下請工事または一般物品納入契約に関して、有利な取り計らいをしないこととなっていますけれども、その有利な取り計らいどころか、若泉商店そのものが契約者になっているんです。しかも、商売をしているかどうか分からないようなお店が一番金額が多いと、どうしてもこれは疑惑が生じるわけです。

教育委員会は、こういった疑惑を持たれるようなことを知りながら、黙認しながらこの契約を続けているんです。ですから、今の説明では、到底私も町民も納得しないということでもあります。

そういうことで、できれば教育長、これは契約者は誰なんですか、誰が立ち会ってやっているんですか、分からないですか、答弁を求めます。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） お答えいたします。

まず、政治倫理条例に当てはまらないかというところですが、こちらにつきまし

ては1日の納品ということになっております。それから、これにつきましては輪番制で行っております。各利根中、小学校全部で四つありまして、若泉商店が13回、鬼澤商店が13回、岡野さんが11回、飯嶋さんが7回、そして金額50万円というところだったのですけれども、この回数になっており、それからあとは野菜等の値段は時価ですので変わるということ、その辺で理由となっております。

それから、契約についてですけれども、こちらにつきましては、若泉三枝子様になっております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、担当課長のほうから輪番制になっているんだよと、また、若泉昌寿という名前じゃないんだよというようなお話がございました。この政治倫理の条例の中に、町職員の公正な職務執行を妨げ、権限又はその地位による影響力を不正に行使するように働きかけないことという条文がございます。議員が契約者でないとしても、これは後で出て来るんですけれども、町工事等に関する遵守事項の中に議員また配偶者という言葉も入っていることから、今の答弁はおかしいですね。議員また配偶者2親等以内の者と、それは一般納入契約、そういう契約は町民の疑惑の念を生じさせないように辞退しなければならないと、こういう項目もあるんです。後でよく読んでみてください。

ですから、配偶者と議員これは別々なんだけれども、要するに私は一体だというふうに思っております、実際に配偶者が契約者として来るかどうか分からないですが、学校に納入しているそのものというのは、はっきり言って若泉議員そのものだよね、誰が見ても奥さんがやっていると思っていない。そういうことで、誰が来るか分からないけれども、議員等が契約者で、あなたの目の前に議員が来たらどうします。わざわざ議員そのものが不正を行わなくても、無言の圧力というのはあるんじゃないですか、これは影響力を行使したと言わざるを得ないですよ。ですから、政治倫理に反する疑いがあるというふうに私は思っております。

相手が議員だから注意ができないのかどうなのか、それはちょっとこっちに置いておいて、教育委員会が公正な職務執行をやっていない、怠っているというふうに私は思っておりますが、この辺について教育長、どのように考えますか。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 学校給食、誰もが楽しみにしている食事の時間です。教育委員会では、学校給食運営協議会、これは学校長、PTA代表、栄養士、調理師、学校教育課長、毎月行われ、献立を決めたり、食材の確認など、学校給食に関し、重要な事項を決めて教育委員会に内申する仕組みがございます。会長は、利根町の学校長会長になっております。ここで献立が決まり、食材が決まり、食材の発注につきましては、各学校の調理師が行っております。

議員もおっしゃっていましたが、安全安心な給食が第一でございます。その学校給食運営協議会で出されました栄養士からの指示書というのがございます。その指示書をもって、各学校の調理師が食材の発注をするわけですが、何ら教育委員会、便宜を図っているということはありません。

地場産品をたくさん使いましょうという国の方針がございます。第四次の食育推進計画も、今発表されたばかりでございます。そういった点もありまして、調理師さんが地元業者4業者、これまでの経験の中で培った知見を生かして、品質あるいは価格そういったものが適正になっている業者さんに注文を図っているというふうに考えております。確かに政治倫理条例等々あるんでしょう、それは別なところで論議をいただきたいと思います。

以上です

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 教育長、誠にもって見解がまるっきり違いますね。この条例が別なところで運用される、とんでもないことですよ。何ですか、教育委員会というのは、生徒児童そのものに、第一に人格の倫理というのを一番重んじているのじゃないですか、こういう条文が入っているのに、教育長自らこれと関係ない、そんなこと言うこと自体が、これは取り消したほうがいいですよ、あなたの人格に関わることです。この後すぐ取り消しておいてください。

とにかく、町に対して請負をする者になることができない旨を規定している、これは自治法92条関係にあるんです。これを受けて、議員には、なるだけ町のそういう請負工事に携わらない、そういうことで、この政治倫理ができています。地方自治法の92条関係を受けて、この条例が決まっているから、こういう文言になっているのです。後でよく読んでみてください。これをちゃんと理解してもらわないと、いつまでたっても不公平なことはこのまま続くし、また、町民の方もあんまり声を上げないんですよ。小さい町ですから利害関係の難しさというのがある、これは分かりますよ、分かりますけれども、駄目は駄目なんですよ、やっぱり正していかなきゃならないです。その利害関係の難しさというのは、私もこれまで生きていますからよく分かっているつもりです。だから、それはそれでもってこっちへ置いておいて、ちゃんと法にのっとったことを、公務員たる皆さん方はやってもらわなきゃ困るんです。分かります。

これは、地方公務員……この公務員倫理規定というのは、地方公務員にはないと思うんですけれども、たしか国家公務員だけで、なんだけれども、やはりこういうことは、職員が遵守すべきこと、職務に関する倫理というのはやはり必要なもので、内部でもってこれは検討してもらわなきゃしょうがない、ガバナンスやコンプライアンスの観点に立って、やっぱり必要だというふうに私は思っていますので、今後改善されることを望みますが、最後にもう一度、今の訂正を含めて本当にそういうふうに教育長思っているのかどうなのかを含めてお聞きしたい。

やはりこれは、私はやめてもらったほうがいいと思うんです。そういうことを含めて、町長でもいいんですけども、最高の責任者にお聞きしたい、学校教育課長はいいです。そこまでの権限ないですから、あなたの答弁を求めません。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 学校給食、私も振り返れば、本当に楽しみにしていました。安全安心な給食、そこに尽きると思うんですが、去年、学校給食に関しては、公会計化という形で給食費を町に納入していただき、支払うという形になりました。以前、私が教育委員会に勤めていたときに、あるいは利根中の校長時代を振り返りますと、給食費の納入というのは、未納かなりの数がありました。ところが現在、年度末には1世帯1か月だったと思うんですが、随分減りました。公会計化として1年過ぎたわけですが、一番のメリットは、教職員の未納督促がしなくても済むという精神的な負担がなくなったということだと感じています。

井原議員がおっしゃっている今日の質問とはちょっとずれますが、望ましい安全安心な給食のために、これからも地元食材を使って、楽しい給食の時間になるよう努めていきたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 教育長の答弁なのですが、大分、公会計にしたときから私言っているんですけども、公会計にするということは、教育委員会の事務職員が全ての事務を行うということなんです。今、運営協議会云々というの、これはこれでもっていいんです、あくまで参考に聞くわけですから。ですから、やっぱり学校の先生方に、校長先生がたしか関わっていたかな、ああいうのはやめて、教育委員会職員が自ら公会計にしたんですから、公金扱いは全てやるというふうには私はしたほうがいいということを申し上げて、これは改善されることを望んで終わります。

次に移ります。次に、町長の資産公開と情報公開請求についてに移ります。

町長と議員は、政治倫理条例第4条に資産等の報告の提出義務があり、12月31日現在の地位とか肩書とか資産等について報告し、どなたでも知りたいと思って請求開示すれば、今、内容を知ることが可能です、できます。利根町は、町長等と議員が同じ条例の中に収まっている、1本の条例なんです。これを別々にしたほうがいいというのが、私の考えなのです。

この基となっているのは、もちろん政治倫理の確立のための国会議員の資産公開等に関する法律なんです。町長と議員ともに町民全体の奉仕者なんですけれども、この役割が大きく違うんですよ。議会は議決権がありますけれども、町長には執行権があって、あなたは利根町自治体全体の運営を期する大きな権限を持っています。このことから、私は条例を別々にして閲覧するようにすべきだというふうに言っているの、開示請求しなくても閲覧できるようにすべきだと。

このことに対して、町長は議員を含め条例開示はしないと。要するに、両方を条例改正しないと透明性の確保ができないというように答えているのですけれども、何ゆえなのか私ちょっと理解できないので、今回、一般質問をしたんです。答弁してください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 確かに、私が議員時代にこの政治倫理をつくりました。一緒につくったのです。それを井原議員が町長時代に、今言ったことの真逆です。一緒にしたのは井原議員です。これ調べれば分かります。こっち調べてきてありますから。それを議員と町長が別だったものを一緒にしたのは井原議員ですから、だから前回の答弁でもそういうふうに答えたんですが。

私はこの間の一般質問で申し上げましたが、資産の内容を公表するについては、何ら異議がございません。異議はないのだけれども、一緒にした本人から真逆なことを言われて、はてなと考えちゃったもんですから言ったんですけれども、議員を含め政治倫理条例の改正はしないと、透明性が確保できないと答弁したのは資産等報告書の閲覧について規定している第6条第2項において、町長及び議長に対して閲覧を請求することができるかと規定しておりますので、町長のみが公開するのでは議員の透明性が確保できないと考え、答弁しました。

これらを踏まえ、政治倫理条例の改正については、議会の意見も踏まえた上で進めていきたいと考えております。開かれた町政の発展のために、井原議員をはじめ議員の皆様にも御協力いただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） これまでの過去の経過については幾ら言ってもそれは直りませんけれども、そういったことを前提に、今現在にそれは正すべきことは正す、そういうことがいいというふうに私は思っているんです。その上で、町長も議員もこの条例を別々にして閲覧するようにすべきだというのが、さっき言ったように、議員と町長等は全く別物で、町長等は、町長等というか教育長なんですけれども、町長は権力を持っているのだ、権力者なんですよ。議員とは全く別なんですよ。

ですから閲覧して見られるのと、開示請求して見られるのでは、住民の意識がまるっきり違うと思うんですよ。町長自らその条例を制定して閲覧に供する、そうすることによって、住民の理解というのは私は逆に深まってくるんじゃないかと、そういうふうに私は思っています。今、特に選挙も絡んで、選挙は別にしても、首長というのは住民の意識を高める、これ一番大事なことですよね。関心を持ってもらうこと、これが一番大事だと思うんですよ。

ところで、今ちょっと思い出したんですが、町長、以前に公職に就く前に、農作業か何かやって、キノコだったか何か栽培して、非常に珍しいもんだというようなことで何か新聞に載ったことありました、私も関心を持って、すごい作ったんだなというの、できた

のか作ったのか分かりませんが、やったなということでもって、あの当時は多くの住民も関心を持ったんだと思います。

その後、これはどうなったのかな、ちょっと気になっているのですが、もし続けられているのであれば続けてもらって、今の現状どうなっているのかちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（新井邦弘君） 井原議員に申し上げます。今の通告外の質問なので、この答えはちょっと違うと思います。

井原議員。

○8番（井原正光君） これは後で出てくるのですけれども、資産公開と非常に密接な関係があるので。

○議長（新井邦弘君） 資産公開に関する質問と関連しているということで、井原議員、今質問しているわけですね。

○8番（井原正光君） そうです。

○議長（新井邦弘君） そういうことですか。

○8番（井原正光君） そうです。大丈夫です。

町長、お答えください。

○議長（新井邦弘君） それは、多分（2）の資産公開請求したらということで井原議員に質問していただけたらと思いますので、（1）では、取りあえず透明性の確保ができてないというふうな質問なので。

井原議員。

○8番（井原正光君） 開かれた議会を目指すのであれば、発言者の許容範囲はある程度認めてください。まるっきり言葉そのものずれたら、それは駄目です。そういう議会はないですよ。

○議長（新井邦弘君） だから井原議員に言いますけれども、それは2番目の質疑でお話してください。私は、最初に議長を受けたときに党派を超えて私はやるというふうに宣言していますので、これは2番目の質問で井原議員に質問していただきたいと思います。なので、1番目の質問は、町長に言われたように確保できないということで、どうですかという答弁をお願いしたいと思います。

井原議員。

○8番（井原正光君） 今の件についてもう少し詳しく申し上げます。実は、町長が農業をしていた。これは資産公開の中にこの土地が入っているかどうかということを知りたいんですよ。

議長、あなたから何でそういうふうにその言葉、もっと広く考えないと駄目なんです。だんだん議長が変わって新しく議会が開かれた議長になるとしたら、議長が変わるたびに議会が狭まっていて、議員の発言が抑制されて抑えられると、そういう議会というのな

いですよ。はっきり言って、私は議長と議論するつもりはありませんけれども、そういうことでお聞きしているのです。

○議長（新井邦弘君） 井原議員のお話はよく分かりますけれども、私はその話は2番目の質問でお願いしたいと、私はお願いしているだけです。

以上です。

井原議員。

○8番（井原正光君） だから、さっき言ったように、私が請求したんです。請求したら、そこにその土地が載っていないからどうなっているのかということに関連づけて聞いているわけです。何でそれが駄目なんですか。

○議長（新井邦弘君） よろしいですか、井原議員の質疑は、いつも関連性の質問が違うほうに行きます。私が議長になる前から、井原議員の質問はそういうふうになっております。

なので、私、議長になったときに、初めて言わせてもらいますけれども、あなたのための議会ではない、あなたの質疑のための議会ではないので、私はそれをあえて言いたい、だからこれは2番目の質問でお願いしたいとお願いしているだけです。

○8番（井原正光君） ストレートにやったんでは、なかなか隠れた部分が出てこないのです。だから聞いているのです。まあいいです。何か酒臭いんじゃないですか、大丈夫ですか。

○議長（新井邦弘君） 大丈夫です。あなたに言われたくないです。

今の答弁は、町長でよろしいですか。

○8番（井原正光君） それから町長の資産等について、私が開示請求しました。その開示請求した私に書類が、内容が届く前に令和デモクラシーの大越議員から、全員協議会の席上で請求したことについて聞かれたのです。これ話ありましたね、これってやっぱりおかしいのです。

〔「あなたが言ったんだろ」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 静粛にお願いします。

○8番（井原正光君） 誰が請求したことを話したの。

○議長（新井邦弘君） 静粛にお願いします。

〔「自分で言ったろう」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 山崎議員、静粛にお願いします。

○8番（井原正光君） 職員と私から職員に目を通す、町長以外には分からないはずなのです。何で私がそういうことを言うのですか。

〔「自分で勝手に言ったんじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 静粛にお願いします。

○8番（井原正光君） 今のは暴言だね。

〔「あなたに言われたくないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 山崎議員，静粛にお願いします。

○8番（井原正光君） 俺も新人議員に言われたくない。

〔「新人関係ない」と呼ぶ者あり〕

○8番（井原正光君） さて，請求した内容が町長自身のことなので，しかも請求したものが私議員であるということで，これは政治的意図があるのかなというふうに私は思っているのです。この漏れたということが，この意図的に誰かに話したことだと，だから話したから漏れた，職員は話すわけないのです。

〔「自分で言ったんだと言っている」と呼ぶ者あり〕

○8番（井原正光君） これによって，これは守秘義務に違反しているのじゃないかというふうに私は思っているのです。

町長，どうですか。

それから，個人情報保護条例との関係について，どのように関係していますか，これも総務課長，お答えください。町長と総務課長。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 私が守秘義務に抵触しているという臆測で質問されているのでしたら誤解を解く必要がありますのでお答えしておきますが，私も職員も，井原議員が行った開示請求について，守秘義務違反した事実は一切ございません。理由は何で外に出た，知れ渡ったかという理由は，私は知っています。知っていますけれども，ここでは……。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） すみません，個人情報保護条例の云々かんぬんの後の部分がちょっと聞き取れなかったので，もう一度お願いできますか。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 総務課長だからこの内容を知っているかと思ってちょっと聞いたのです。私から申し上げます。

この秘密義務，これは公務員法関係なのだけれども，今回のように個人の名前を伝える，私が誰々，こういう形で請求してきたので，誰も私は言いませんよ，自分の中で行動しているわけです。それが公のところで，井原議員こういうことやったんだってね，請求したんだってねということと言われるということは，誰かが漏らした，話したということにはほかならない。

それで私の個人の名前を伝えるということは，私から申し上げます，これは個人情報保護条例違反なんです，完全なる。名前を漏らさなければまあ違反にはならないのかなと，そういういろいろな過去のやつを見るとあるのですけれども，名前を漏らすということは，完全にこれは条例違反なのです。これがたまたま議員である私だからいいようなものというのはおかしいけれども，一般町民だったらどうします。誰も行政信用しなく

なりますよ、町長。こういうことをして知りたいと思って開示請求したら、何か私の名前みんな漏れちゃっていたよ、役場の人間みんな知っていたよと、そういうことであっては行政誰も信用しませんよ、それを恐れて私は聞いているのです。

ですから、こういうことがやっぱり常態化すると困るので、特に総務課長、法を守る立場の人、これはちゃんとやらなきゃならないのですけれども、この個人情報保護の取扱いについて、今現在、内部ではどういう統制になっていますか。例えば、こういう形に請求が来たとき、そうしたらその請求はその係だけのものとして、あとは外部に漏らさないように処理するのか、あるいは実はこういうふうに来たよ、町長のところの開示請求が来たよということで庁議に諮って各課長全部に話すのか、その辺の共有範囲なんです。それはどうなっているのかと、今その共有範囲です。何と云ったらいいのかな、内部統制、いわゆるリスク管理だよ、これがどうなっているかちょっとお話しください。これぐらいは大丈夫でしょう。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） まず、今回の井原議員が開示請求したことについて、どうも守秘義務違反があったのではないかというような疑念がありますので、それについては、全くそういうことはなかったということで申しておきます。

個人情報保護についてですが、基本的には、担当課に情報公開の請求がいきます。担当以外でも、担当がない場合には請求を受ける場合もありますので、その課の中では共有することはあるかもしれません。ただ基本的には、係の担当が請求者の名前が分かると、係の担当が受理した後は、課長補佐、課長、それと必要に応じて重要なものについては町長まで報告が上がるというような形になっております。当然、職員にはその辺の守秘義務については厳粛に取り扱うようお願いしております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今後、だんだんタブレットとか電気機器が入ってまいりますと、なおさらそういった情報というのは漏れると、ですから、ほかの町村であろうが知りませんけれども、こういうことが起こったのを危機として、やっぱりリスク管理というのは早めに取りっておいたほうがいいと、これを申し上げておきます。やってください。特に、さっき言ったように、コンプライアンス等にも触れますから、ひとつお願いしたいというよりも、二度と漏れることがないように、住民が安心して知り得る情報が知り得られるようにしてください。お願いするのじゃなくて、そういうことをやってください。

さて、次に移ります。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 答弁の続きなのですが、今回、井原議員のほうからこの質問が出ましたので、コンプライアンス上の問題発生の可能性もありまし

たので、一応確認はしました。確認というのは、大越議員がどこからその情報を取得したのかということなのですが、前回の3月の議会のときに井原議員が、開示請求をする前に、「開示請求をしてくる」とみんなの前でお話したということで我々は受け止めております。以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 開示請求すると言っても、それは、したか、しないか分からない、しないかも分からない。それをしたんだってねというのは誰かが漏らしたのでしょうか、何を言っているんですか、その点はそれでいいです。

しかし、やはり漏れるということは一番致命傷ですから、まして議員が町長に対して開示請求したと、その請求したやつが議員に知れ渡るということは、これ政治的に意図なんだ、はっきり言ってこれが一番悪いのです。そういうことになっているのです。見ると。そういうことのないように今後お願いしたい。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 長引きますから、私と井原議員で教育長の問題について外で話し合っているときに井原議員が資産公開に触れて、そこで大声で言って下に行ったんです。それを聞いていたのが、大越議員とか周りの議員なのです。中で漏らしているわけではないので、その辺、思い出していただければ分かると思います。

○議長（新井邦弘君） 今、皆さんにお伺いしますけれども、今の井原議員の質問は、あえて2番の資産公開したときに大越議員からその話が出ていたという意味で今お話しになりましたけれども、今、町長が答弁しましたけれども、この件は、一般質問の範囲を超えていますので、これはちょっと違う見解かなと思いますので、その旨は皆さん了解していただきたいと思います。

井原議員。

○8番（井原正光君） やはり一般質問というのは、公開される面で、誰もが議員としての、ここに立って質問するというのには一番の華なんです。議長、あなたはあまり一般質問やっていなかったでしょう、何でやらないか分からないけれども、今度、議長に座っている私の発言を制限しているようだけれども、でも時間内ですから。

○議長（新井邦弘君） 井原議員に申し上げます。個人的な見解は遠慮していただきたいと思います。それは私に対する侮辱になりますので、この発言の撤回を私は求めます。

○8番（井原正光君） 一般質問だから個人的意見を言っているのです。

○議長（新井邦弘君） 井原議員、その発言はおかしいですよ。

○8番（井原正光君） おかしくないですよ。続けていいですか。

○議長（新井邦弘君） どうぞ。

○8番（井原正光君） 私の意見は述べますよ。このように、今、多くの方、73名ぐらいの方が見えていますけれども、最近、利根町では、議会と町長の関係がちょっとおかしいの

です。なぜかなというのは、それは理由は分かりませんが、町長を擁護する会派が結成されてから、なお一層、議会の中で内容が伴わない、横暴化が見られるようになったのです。

今定例会の6月4日、一般質問の中でも、令和デモクラシーの山崎誠一郎議員、会長が、3月議会ですよ、ずっと前の話ですね、町の一般会計審議に当たって成立に反対した議員が何名いたとかということを行っているのです。コロナ禍で予算が成立しないとどうなるかなどと的外れなことを言っているのです。

では、予算成立の過程と令和デモクラシーの発言について、会議録をさっき見てきたのです。そうしたら賛成の立場での発言の内容が反対に回った議員の名前をただ挙げているだけ、反対した議員は誰々というふうに行っているだけで、令和デモクラシーとしての予算内容の政策の、佐々木町長の政策のどこがいいかということ指摘していない、そういうことで賛成するという言葉がありませんでした。ただ、反対することのどこが気に入らないのか分からないのですが、腹を立てております。それで挙句の果てに街宣車を出して、住民に対して、特に反対意見を述べる。また、議員のわざわざその門前で車を止めてどなっている。内容は誰が反対した、ただそれだけなのです。これは大越議員、山崎議員、五十嵐議員と3人が、若泉議員は姿が見えなかったようですが、私、その後、警察に行つてこのことを話しました。県警本部のほうからもいろいろお話を聞かせていただきました。

それはそれでいいとしても、議員が議案に対して質疑し、精査し、意思を決定することになぜここまで批判されるのか、議員として当然のことで、これは議会活動の大きな一環だと私は思っています。私は、議案に対して常に質疑をするようにしています。それは、私は先輩だと思っていますから、ですから、先輩議員として議会活性化を促すように、私は率先してやっています。最近ようやく失礼でありますけれども、質疑する方も多くなっていい傾向だなというふうに思っています。しかし、まだまだやらない議員もおります。佐々木町長を守るなら守るで、もっとやることのあるんじゃないかと思うのです。ただ、反対する議員云々じゃなくて。

○議長（新井邦弘君） 井原議員に申し上げます。事務室で質問することはできますので、一般事務に対して質問をお願いしたいと思います。

○8番（井原正光君） あと10分ありますから、ただ、令和デモクラシーの行動に、他の議員も追従するように見受けられる、これが一番残念だなというように私は思っています。この議場内でも町長とべたべたしている姿がよく見受けられるようになりました。二元代表制の意義が理解されていない、常に緊張感を持つべきだというように私は思っております。私の目には、今の行政と議会これは異常だというように映ります。その異常の中で、今回、町長選挙が始まりますけれども、今度の町長選挙に合わせて議会も自主解散して同時選挙を行ったらどうだろうかというように私は思うようになったのです。

○議長（新井邦弘君） 井原議員に申し上げます。一般質問の枠を超えております。3番

目の「広報とね」「とねさきがけ新聞」についての質問をお願いしたいと思います。

○8番（井原正光君） もう少しです。2年に1回の選挙です。2年に1,300万円も使っているのです。それを4年に1回にすればその金が浮くのです。4年に1,300万円、2年に1,300万円というようになるのです。ですから、唐突でありますけれども、議長並びに議運の委員長に意見を申し上げておきたい。

〔「2年で辞めると言ったんだから、そうしてたら、そんなことなかったんだ」
と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 静粛にお願いします。

○8番（井原正光君） それでは、「とねさきがけ新聞」について。

○議長（新井邦弘君） 3番目の質問ですね。

○8番（井原正光君） 昨日は、自民党の宣伝車が通りました。運転手、大越議員でありまして、自民党は佐々木町長を応援していますといっぱいのボリュームでしたからよく聞こえました。御苦労さまでした。

さて、「広報とね」「とねさきがけ新聞」についてですが、「とねさきがけ新聞」が昨日の朝も若泉議員が配布しておりました。私のところも届きました。議会のほうは、若泉議員が午前中は出席していたのですが午後は欠席ということで、この配布でもって疲れたのかなというふうにも思っております。

それは別にしても、これまで「とねさきがけ新聞」の編集人は川上 勉氏だったのです。それが、発行が「佐々木喜章」に変わったと、それで3月に町長選挙に出馬することを表明している、それで「佐々木喜章」という名前を前面に出して広報というか、出していること、チラシをまいていること、これは選挙運動じゃないのかなというふうに私は見ているのですけれども、どうなのでしょう、お伺いたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 今年3月以降に名前を変えたわけではありません。去年9月からもう私の名前を出しています。それで、「とねさきがけ新聞」につきましては、私の選挙運動じゃなくて、政治活動の一環として、政策の普及宣伝を目的に作成したものでございます。当選を図るような内容を記載しておりませんし、選挙運動を目的として作成したものではありません。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 確かに、このチラシの内容、町の行政一般について、こういうことをやっていますよということを知らせております。大変苦労されて編集しているなということは分かります。でも、こういうことは町の広報である程度大々的にやるべきで、わざわざここにきてというか、9月からということなのだけれども、「佐々木喜章」の名前を使ってやる必要はないと思うのですよ。わざわざ町民を混乱させることはない、皆さん、利根町町民の方はみんな年寄りになっちゃっておとなしくなっちゃったのですが、お

となしくなっちゃってあまり言う人がいなくなっちゃったのですが、やっぱりこういうことは気をつけてもらいたいなというふうに思います。

それで公選法のほうからは、どうなのでしょう、課長、見解をお聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 反問なのですが、こういうことは気をつけてくれということは、どういうことか、よく教えてください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長、反問権でよろしいですか。

井原議員、こういうことに気をつけてくださいの反問権です。

○8番（井原正光君） もう一度、何。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 気をつけてくださいという、政治活動の一環としてビラをまくこと、これは私、井原町長時代、その前、一緒に活動していた頃、井原議員から教わってずっとやってきたことなので、私は当選する前から「とねさきがけ新聞」も出していましたし、急に出したわけではありません。先ほどちらっと言いかけたキノコの問題にしても、浪人中でも、落選時代中でも出していたという経緯がございますので、こういうことは気をつけたほうがいい、変なふうに私が取ればこういうのは止めるよと私が取っても、井原さんがよく臆測で物を言うのですけれども、勘違いで物を言うのですけれども、私にとってみれば、それが止めるよと受け取れるような気もします。お答えしていただきたいと思えます。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長にお伺いします。反問権の趣旨は、先ほどのでよろしいですかね。

○町長（佐々木喜章君） こういうビラ、さきがけの新聞は止めるよと、町民を惑わすようなことは止めるよと言ったことに対して、それがなぜいけないのか答えてほしいです。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 選挙が近くなって、「佐々木喜章」の名前で出していることについて疑念があるのです。今までは違ったじゃないですか、後援会のような組織でもって出していたように、私は思っているのです。

ですから、自分の売名行為をしては駄目、自分の名前を出しちゃ駄目だという公選法のやつがありますよね、ですから、内容は自分のやっている政策、町政に対するPRのように見受けられますけれども、よく見ると、確かにお願いしますという言葉は使っていません、努力しますとか何とかという言葉は使っていますから、そこでもっていろいろ苦労されているなというのは分かりますけれども、その以前は、川上氏が出していた頃は御理解と御協力をお願いしますと、こういう文言が入っているのです。川上氏の名前がなくなって「佐々木喜章」の名前になったら、今度はただ政策だけでありますけれども、その辺がちょっと紛らわしくて、選挙運動と事前運動みたいな形じゃないかということを申し上げ

ています。

終わります。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長の、井原議員の選挙活動と思われるというような見解なのですから、それに対して答弁よろしくをお願いします。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 政治活動については、特に規制はされておられません。ただ、先ほどおっしゃっていた名前ということなのですが、本人が出す場合、後援会が出す場合といろいろあります。名前はどうしても出てきてしまいます。誰が出しているのか分からない、誰のためのものであるか分からないということで、名前が出す場合の注意点としては、名前を必要以上に大きくするとか、枠組みを名前で連ねてしまうとか、名前を宣伝するような効果をもたらすようなものについては、公職選挙法に触れる可能性はあります。それだけをもって、すぐ違反ということにはならないかなど、ただ、おそれがあることは間違いのないと思います。必要以上の記載、これは公職選挙法に抵触するおそれがあるということでございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員の質問が終わりました。

暫時休憩をします。再開を11時20分とします。

午前11時02分休憩

午前11時20分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番通告、11番船川議員。

〔11番船川京子君登壇〕

○11番（船川京子君） 10番通告、11番船川京子です。傍聴席にお運びいただいた皆様、また、カメラの向こうで御視聴されている皆様に感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

一つ目の質問、防災減災対策についてお伺いいたします。

初めに、町内ドラッグストアと包括連携協定を締結することについての町のお考えをお聞きしたいと思います。

東日本大震災以降、町では、自然災害に対し防災減災対策に大いなる力を注いでこられたと認識しています。福祉避難所の設置、避難所などにおける備蓄品の見直しやパーティションパネルの準備など、避難所環境の整備や情報管理の補完、また、大雪のときにある程度対応可能な重機の購入など、ほかにも多くの取組をされています。さらに、令和3年2月18日からは、牛久市と広域避難に関する覚書を締結するなど、年々充実した対応を積み重ねてこられたと感じています。

特に、今定例会にて防災関係の質問に対する危機管理課長の答弁の内容で、有事の際及び平常時における町の危機管理に対する真剣な姿勢も大変よく理解でき、町民の方からも

評価をいただけるのではないかと印象を持ちました。このような中、コロナ禍における避難所運営という新たな対応も求められ、限られた予算の範囲でより望ましい方向を目指し、尽力されていると理解しています。

そこで、全国を見渡すと、さらなる災害時における支援の充実や連携して住民サービス向上に取り組むことを目指し、市区町村内に店舗を構えるドラッグストアとの包括連携協定を締結している自治体が大変多く見受けられます。

一例を挙げさせていただくと、静岡県湖西市では、チェーンドラッグストアと包括連携協定を締結し、その協定によると、1、特に災害時の支援については、ドラッグストア側が市の要請に基づき市内にある店舗が所有する液体ミルクなどの育児用品、また介護医療用品、一般医薬品などを市に供給。2、店舗の建物、駐車場を一時的な避難所として提供。3、勤務する薬剤師、栄養士らを被災者の健康相談に対応するとしています。供給する物資は有償ですが、場所の提供や健康相談はドラッグストア側が無償で行います。町では、育児用品や介護用品、生理用品、衛生用品などの準備もされていると認識していますが、種類やサイズ等、現場のニーズに応える困難さも見受けられます。

豊富な品ぞろえを有するドラッグストアとの締結は、有事の際における具体的な町民サービスの向上につながると考えます。町内ドラッグストアと包括連携協定を締結することについての町のお考えをお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、船川議員の御質問にお答えをいたします。

町内のドラッグストアとの連携協定についてでございますが、近年、全国各地で想定を超える災害が多発し、被害の状況によっては、避難生活の長期化が問題になっております。議員御提案のとおり、ドラッグストアとの連携協定により、流通、備蓄による医薬品や生活必需品等の供給ができるようになれば、物資供給の幅が広がり、防災力の強化につながると考えております。

以前、船川議員からこのお話をいただいたわけですが、現在、町内のドラッグストア2社へお願いに伺っているところで、引き続き、協定締結に向けて協議してまいります。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今の町長の答弁で、早速、スピーディーに行動に移していただけたということで、最近、ドラッグストアは、医薬品とかそういったものだけではなく、食品も飲料水も、それこそ本当に品数が豊富で、そういった対応ができることが町民の皆様へ安心安全をもうひとえにお届けできる対応かと思っておりますので、ぜひとも実現に向け御尽力いただきたいと思います。

それでは、続きまして、次の質問に移らせていただきます。

町の防災士連絡会の活動に対するお考えをお聞きしたいと思います。

令和2年1月16日に利根町防災士連絡会が設立されました。その規約の中には、第5条に活動として、地域防災力の向上に関する事、防災に関する知識の普及、啓発に努めることなどが明記されています。

私も防災士の一人として、この利根町防災士連絡会規約に基づき、各地の成功例や現場のニーズなど調査研究し、町に提案や意見を述べさせていただくなど、防災減災の取組に寄与していきたいと考えています。早速、御提案させていただき行動に移していただいたこと、大変うれしく感じております。また、利根町防災士連絡会に対する町の姿勢としては、自主防災組織と町の防災訓練の内容についても、防災士連絡会の皆様の御助言等を調整しながら決定したいと、利根町防災士連絡会の役割に期待を寄せていただいていると感じています。

令和2年度は、残念ながらコロナ禍の中で具体的な活動は進まなかったように思いますが、私も町の補助金を活用し資格取得させていただいた防災士の一人として、町の防災減災のお役に立ちたいとの思いでおります。

そこで、町が今後の利根町防災士連絡会の運営などに対し、どのように関わっていくのか、また、活動などに対し、どのような期待をお持ちなのか伺いたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町といたしましては、運営の補助的な事務や知識向上のための研修の提案等、事務局として関わっていきます。

防災士連絡会は、地区の自主防災組織の活性化を促すことを目的として立ち上げました。会員は、その目的に賛同した方で構成されております。あくまで活動は、防災士連絡会が主体となり、積極的に各地区の自主防災組織の活性化を図り、特に、人と人が助け合う共助の向上に寄与することで、町全体の防災力向上につながるものと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 防災士連絡会があくまでも自主的に運営をしてほしい、また、運営をしていくことを期待しているということが大変よく酌み取れました。そこで、地域によっては、防災士不在のところもあるかと思えます。また、この議場には、防災士連絡会の副会長もいらっしゃいます。今後、そういった防災士としての活動に対し、私もその一人としてしっかり協力をしながら、防災士会の活動に期待をしていきたいと思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ランドセル贈呈事業の縮小に伴う代替案についてお尋ねしたいと思います。

平成26年度補正予算にて、平成27年4月に利根町立小学校入学新1年118人を対象にランドセル贈呈事業がスタートしました。平成30年度予算では101人の新1年生に贈呈されましたが、翌平成31年度予算からは全員を対象とする事業から、条件を設ける事業へと内容が変更され、このときランドセルを受け取ることができなかった児童は、新1年生66人

中60人、この子たちは現在小学2年生です。

町長は、令和元年第2回定例会にて、事業の縮小の理由として、教育効果の上がる事業への予算配分の転換及び保護者負担の原則に立ち返り、事業の見直しを図った。真に支援が必要と思われる保護者の方については継続していると発言されました。教育効果の上がる事業への予算配分の転換、保護者負担の原則に立ち返るといふ町の姿勢は理解しても、やはり子育て支援の切り捨てとの印象を持たれた町民の方が少なからずおられることを否定できないと考えます。

また、時を同じくして、多子世帯の子育てを支援する子育て応援手当支給制度についても、令和元年度末をもって条件つき支給事業とされ、令和2年度からは、利根町妊娠出産祝い品支給事業を開始するとセットでお知らせしています。第1子から全ての新生児の母親に支援するものと方向転換されたとの印象を持ちますが、なぜ、ランドセル贈呈事業においては代替案が考えられなかったのか、理解しがたい思いがあります。

行政は新規事業を始めるに当たり、費用対効果や継続性、時代の変化に伴った対応など、将来を見据え、全体会に立って結論を出していくのは当然のことです。また、事業縮小や廃止など、見直すことに対しては、さらに慎重に町民の方々の現場の声を真摯に受け止め、御理解、御協力を得るべきだと考えます。

そこで、代替案の一例として、二十歳の若者が大人になった節目を祝う成人式、その2分の1の年齢、10歳を迎えたことを記念して2分の1成人式として行事や儀式など、学校や地域で行っているところがあります。近年では、写真館での記念撮影も盛んになってきています。

利根町立小学校では4年生を対象に、2分の1成人式として区切りのイベントを行っていると伺いました。すてきな取組だと思います。利根町立小学校が統合される令和5年には、現在の2年生は10歳、4年生になり2分の1成人式の年齢です。この年齢以降に続いていく児童、保護者に光を当て、町からのお祝いを御検討いただきたいと願います。

また、小学校4年生は低学年から高学年へと成長し、親の経済的な負担も少しずつ加算し始めるときでもあります。体の成長に伴いサイズが大きい物を用意しなければならない消耗品や学習カリキュラムに必要な学用品など、保護者がそろえる教育用品は多々あると考えます。実用性のある支援ならば、どの保護者の方にも喜んでいただけるのではないかと思います。また、例えば、町内で利用できる商品券などを祝い品とした場合、町内商店の活性化にもつながると思います。

ランドセル贈呈事業の縮小に伴う代替案についての町の見解、及び2分の1成人式を町でお祝いすることに対する見解をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） ランドセル贈呈事業の縮小に伴う代替案につきましては、代替というわけではございませんが、令和元年第2回定例会で答弁したとおり、新たな教育

事業としまして、小学生英語教室事業、小中学生検定奨励事業、小学生交流事業、小学校ICT機器整備事業等を実施してきております。ICT機器整備事業につきましては大きな予算を必要としますので、当時5年間をかけて児童生徒に1人1台のタブレット購入、電子黒板の購入、無線LANの整備等をする方向で進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によりまして、令和2年度整備することができました。この事業で必要としていた予算の一部で、町に愛着を持っていただく事業を実施することも一つかと思えます。

今年度の成人式の開催につきましては、利根町で思い出を増やしていただきたいとの町長の思いもございまして、1月に開催をしております。議員おっしゃいます、4年生を対象とした2分の1成人式、20歳の成人式と町全体でお祝いをし、利根町での思い出、学校や町に愛着を持ってもらい、若者の定住となるようなお祝いができるよう、2分の1成人式の祝い品についても考えてまいりたいと思えます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今の教育長の答弁で一つ確認させていただきたいのですが、2分の1成人式に対して、前向きに御検討いただけると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） ランドセル支給の恩恵を受けていない子供たちもいると、マイナスの感情を持ったまま大きくなってもらうというのは喜ばしくないことだと思います。

議員もお話の中にありました2分の1成人式、当然学校の授業時間の中で行っているものですので、学校行事の狙いがございます。10歳、20歳の成人式のちょうど半分のこの時期に、将来の夢、子供たちはそれなりの夢を持って自分の思いを語ります。また、親からは子供へ、そのいとおしい思いを手紙にしてもらったり、子供の成長を実感できる学校行事として徐々に全国的にも定着し、利根町3校、小学校全てで行っております。

成長期でもあるこの時期に、何らかの教育的支援を行うのは時宜を得ているのかなと思います。親子で成長を実感できる何らかの祝い品、2分の1の成人式の趣旨からも喜ばしいと考えています。前向きに検討させていただきます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 取組に対する姿勢としては理解をいたしました。今、教育長の発言の中で成人式、これは本番の20歳の成人式だと思うのですが、成人式に触れられました。現在の成人式に対して町でお祝いをされていると思います。そこに2分の1成人式というものが新たに入ってくるということは、どちらのお祝い品も、ある意味20歳が本番です。2分の1はあくまでも2分の1のお祝いということになります。

先ほど、商品券のお話をさせていただきましたが、この2分の1成人式を代替案と分けて考えていただいた場合に、この商品券をお祝いするという事は、町内の商店の活性化

にも大きく寄与できることであり、また、使い道も自由に選択できるということで、個々にインパクトを与える支援が町からできるのではないかなと考え、御提案をさせていただきました。

また、本番の2分の1成人式に関しては、若者の定住促進という観点からも、先ほど申し上げましたように、ランドセル贈呈事業も方向転換されました。また、子育て応援手当支給制度についても方向転換をされました。予算配分が大きく変わった中で、この成人式に対する考え方も一つ開いていくことが、若者の定住促進に対し望ましいのではないかと考えております。

以前にも、若者の定住促進という一環の中で、成人式に対する取組は御提案させていただいたことがあったかと記憶をしておりますが、なかなか形にはなりません。しかしながら、町として本当に若者の定住促進を真剣に考えるのであれば、揺り籠から墓場までの中の一番町から出て行ってしまう可能性のある高校卒業をしてから二十歳、そして就職するまでのこの四、五年間が一つの勝負であり、ターニングポイントだと思います。この成人式の取組については、また別の機会にしっかり質問させていただきたいと思いますので、この2分の1成人式の取組に対しては理解をさせていただきました。

また、ランドセルの代替案になるかどうかという疑問を教育長の答弁で残されておりますが、この代替案としての金額を大きくするという事は、ランドセル贈呈事業の方向転換をされたことと整合性が保てなくなるのではないかなと予算配分的に考えます。であるので、何とかその代替案に対しては2分の1成人式の取組も含め、ランドセルをもらうことができなかつた現在の2年生、その後続く子供たちに光を当てていただくことが大事なことかなと考えます。

次の質問に移りたいのですが、何か御発言よろしいですか。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

やはりこれも若者の定住促進を目指しての質問をさせていただきます。奨学金返済支援に対する町のお考えをお尋ねしたいと思います。

経済的な理由から進学が難しい学生が利用する奨学金、近年、国では、新たに返済不要の給付型奨学金の創設や拡充など力を注いでいると感じていますが、現実には、返済が必要な貸与型奨学金を利用している学生がほとんどです。

日本学生支援機構の発表によると、平成29年度同機構の貸与型奨学金の利用者は、全国で129万人、大学生などのおよそ37.5%、2.7人に1人が利用することになります。2019年度末の延滞者数は約32万7,000人、延滞の主な理由は、家計の収入減や本人の低所得などが指摘されます。負担の重さから、奨学金を返済したくてもできない実態が浮き彫りにされ、行政の支援が求められていると感じています。

こうした利用者の負担軽減に向け、返済を肩代わりする支援制度が各自治体で2015年から実施されています。一定期間定住し、就職するなど条件を満たせば、対象者の奨学金の

返済を当該自治体が支援するものです。2020年6月現在の調べでは、32府県、423市町村が導入し、その後も広がりを見せています。茨城県内でも阿見町が県南地域では初の取組をスタートされたとお聞きし、制度設計を担当された職員の方にプロセスを伺ってまいりました。

令和2年に奨学金返還支援補助金を創設、8人の利用者があったと伺いました。さらに今後も広報に力を入れ、若者の定住促進、人材育成に尽力をしていくとの意欲を示されていきました。2020年6月からは、国の各自治体に対する支援の範囲も拡大され、地方自治体にとっては、より制度化しやすく、若者が魅力を感じる制度設計が望めると考えます。

利根町の多くの若者が高校を卒業し、進学や就職をすると町から転出する傾向が、長期間にわたり顕著に表れています。都心から40キロ圏内である利根町から通学、通勤をし、利根町に住み続ける魅力や実効性のあるメリットを少しでもアピールしたい思いは募ります。町内定住や就職など一定の条件の下、将来を担う若者の定住を図るため、国が奨学金返済を支援することで、町への定住、Uターンなどの可能性にもつながるのではないかと期待をしています。

奨学金の返済支援に対する町のお考えをお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 奨学金の返済支援につきましては、国においても、若者の地方定着の促進に向け、総務省と文部科学省が連携して、奨学金の返済、返還支援にかかる取組を推進しており、若年層の人口流出への対策として、若者定着の取組は重要であり、大学進学や就職等の機会を捉え、学校卒業後の定住を促すことが有効とされています。

さらに、令和2年度から、市町村における特別交付税措置の対象経費の範囲拡充や対象要件が緩和されるなど特別交付税措置にかかる運用が大きく変更されました。このような状況から財源の確保が見込めることと奨学金の返還支援制度があることで、進学、就職を考える際に、利根町に住む、もしくは住み続けるという選択を後押しする可能性が期待できると考えます。

以上のことから、既に奨学金の返還支援制度を実施している市町村の事例も参考にしながら、制度設計に向けて準備を進めてまいります。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） やはり国の交付税措置がかなり広がったということが、一つ町で取り組んでいただけの内容かなと思いますが、町でどのくらい負担をしなければならないか、その辺の割合的なことはどうでしょう。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） 今、議員おっしゃったとおり、令和2年6月の改正で特別交付税措置がこれまで4分の1だったものが、半分交付税として措置していただくように変わりました。したがって、仮にですけれども、20万円年間補助した場合には、10

万円国から特別交付税措置されます。残りの10万円は町の支出になるわけですが、当然利根町に住んでいただいて就職されるわけですので、そういった方の住民税といいますが、町民税も入ってくるのです。実質的な負担はさほど大きくないのかなというふうなイメージは持っています。そうすることで、先ほど町長が答弁しましたように、制度設計を考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今の課長の答弁で、最後のほうがフフフフとなってよく分からなかったのですけれども、最後の御発言を。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） 制度設計に向けて準備を進めていきますという話を最後にいたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 町長の答弁でも、課長の答弁でも、今、課長がはっきりと制度設計に向けて取り組んで、準備を進めていくと発言をしてくださったので何も申し上げることはございませんが、半分交付税措置がされるという、本当にそれだけ地方が若者を呼び込むために切実な現状があるということだと思います。また、このコロナ禍の中で若者がアルバイトもできない、本当に食べる物にも事欠くような厳しい状況の中で、頼るべきは実家、そういった状況も現場はかなりあるかと思っています。

そこで、私のほうからはぜひ町長にお願いしたいのは、どうか思い切った制度設計、魅力のある制度設計、若者が、たとえ交通が不便であっても、ゲームセンターがなくても、遊ぶところがなくても、利根町から通って頑張ろうと思ってもらえるような、また、保護者の方が先ほど二十歳の話をしていましたが、それはまた次の機会にお尋ねさせていただこうとは思っておりますが、二十歳というのは大学3年生、就活をする時期になるかと思えます。奨学金を抱えながら勤めるという若者にとっての魅力が、いろいろなマイナス要素がたとえあったとしても、それを上回って帰ってきたくなるような制度設計をしていただければ一番望ましいかなと思っております。

結婚をしたらお祝いがあって、子供、第1子が産まれたらマタニティードレスがもらえるというような、そんな循環型の若者をつなぎとめる、また呼び戻す、そんな展開ができたらいい方向に行くのかな、そんな考えを持っている中で、今回奨学金の質問と2分の1成人式の質問をさせていただきました。

そこでもう一度、町長でも課長でもよろしいのですが、どうか若者が魅力を感じる思い切った制度設計をお願いしたいと思っておりますが、その点についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） 今の御指摘を踏まえて、制度設計のときには十分考えて、魅力ある制度を立ち上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 十分に魅力ある制度設計という基準がどのくらいなのかというのは、ちょっと私には分かりかねるのですが、若者の立場に立ってぜひともお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

布川地区コミュニティセンターの運営についてお聞きしたいと思います。

布川地区コミュニティセンターは、利根町生涯学習センター、利根町文化センターと並び町民相互のコミュニケーションを図る上において、大変に有効な施設であると認識しています。利根町コミュニティセンター条例にもあるように、町民の自主的な生涯学習活動の活性化を促し、地区コミュニティーの形成と町民主体による文化振興を図る上でも、その貢献度は高いものと感じています。この布川地区コミュニティセンターの活用範囲を広げることで、より多くの方に御利用いただければ、町の活性化につながる一つの要因になるのではと考えます。このことを踏まえ、利根町コミュニティセンター条例の条文についてお伺いいたします。

布川地区コミュニティセンターは、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき設置されています。ここで利根町コミュニティセンター条例第9条の内容を示します。

行為の制限として、使用者は、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。1、物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為をすること。2、ポスター、看板、旗その他これらに類するものを掲示すること。3、政治、思想、宗教等に関する活動を行うことと記載し、行為の制限及び禁止をしています。また、令和2年4月に施行された利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例にも、布川地区コミュニティセンターと同様に、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき利根町生涯学習施設を設置すると記載されていますが、利根町コミュニティセンター条例第9条1、2、3号のような利用の制限や禁止は記載されていません。

布川地区コミュニティセンターの根拠法である地方自治法第244条第2項には、普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。また、同条第3項には、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならないと記載されています。にもかかわらず、なぜ長期間にわたり利根町コミュニティセンター条例には、行為の制限をする第9条1、2、3号を加えているのか、その必要性が見えにくく大変疑問に感じています。

これら3施設における条例の整合性を図る観点からも条文の見直しをされることが望ましいと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それではお答えいたします。

布川地区コミュニティセンターは、地方自治法の規定に基づく施設でありまして、住民の皆様にも、生涯学習活動、コミュニティーの形成、文化振興等に広く利用されている施設でございます。現在は、指定管理者のシルバー人材センターが運営しております。

議員おっしゃられました9条の行為の制限につきましては、これまでも社会教育委員会等で協議してまいりましたが、緩和するには至りませんでした。しかしながら、議員のおっしゃるとおり、ほか2施設との整合性や住民の利便性のため、制限緩和について指定管理者との協議を含め検討していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） このことについては、私も議員になってから何度か申し上げてきて、また、一般質問でも取り上げてきたことでもあります。ここにいる私たち12人の議員も、生涯学習センターを利用することは可能でしたが、布川地区コミュニティセンターを利用することには制限がかけられてきました。ここで、布川地区コミュニティセンターがほかの生涯施設と同じように皆が使えるようになれば、先ほども申し上げましたように、町の活性化にも一歩寄与させていただけるのではないかと感じています。ぜひともいい方向にいかれますように、よろしく願いいたします。

それでは次に、やはり同じく布川地区コミュニティセンターとの名称についてお伺いいたします。

利根町コミュニティセンター条例第1条には、先ほども一部引用いたしましたが、町民の自主的な生涯学習活動の活性化を促すとともに、地区コミュニティの形成と町民主体による文化振興を図るため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、コミュニティセンターを設置するとあります。第2条には、名称である布川地区コミュニティセンターと、位置である住所が記載されています。

布川地区コミュニティセンターは、平成7年に設置され、長年にわたり健全なる運営の下、その名称が示すように、地域社会にあつて住民の地域共同体意識を高めるための施設として、その役割を大いに担ってきているところです。しかしながら、布川地区という一つの地区のみを限定する名称にされたのか、疑問に感じています。

先ほど申し上げました利根町コミュニティセンター条例第1条に記されている、地区コミュニティの形成と町民主体による文化振興を図るためとの表現は、名称に特定地区がつけられていることで、布川地区のコミュニティの形成と印象づける可能性は大きく、それを否定できない表現だと感じます。

例えば、利根町コミュニティセンター条例と示されているように、利根町コミュニティセンターまた設置されている地域名である布川コミュニティなど、地区の部分を取り除くことで町全体のコミュニティセンターであることがより認識しやすく、利根町コミュニテ

イセンター条例第1条にある、地区コミュニティの形成の記載箇所からは読み手に与える特定地区の印象は薄れ、利根町全域にあるそれぞれの地域における地区コミュニティの形成との印象は強調されるのではないのでしょうか。

より身近な単位である各区や自治会など、それぞれの地域におけるコミュニティの形成や、また、より広い範囲での地域や町民相互におけるコミュニティの形成も指していると理解がしやすく、利根町コミュニティセンター条例第1条の本意が明確に伝わりやすくなるのではと考えます。この地区を加えた布川地区コミュニティセンターとの名称について、町はどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それではお答えいたします。

布川地区コミュニティセンターの「布川地区」とつけた理由についてでございますが、布川地区コミュニティセンターは、平成7年に設置されております。その当時のことについて調べてみましたところ、文地区、文間地区、東文間地区にはそれぞれコミュニティ活動を行える施設がございましたが、布川地区にはありませんでした。そのようなことから、布川地区コミュニティセンターという名称にしたということでございます。

現在の利用状況につきましては、町内全域及び町外の方々も多数利用されており、布川地区コミュニティセンターという名前が根づいておりますので、名称変更につきましては、利用されている方の意見も大切だと思います。まずは意見を伺い、変更したほうが良いということであれば、教育委員会はもとより町長部局とも話し合っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 課長のおっしゃる、全くそのとおりだと思います。しかしながら現場は、布川地区コミュニティセンターとそのような名称で呼んでいる方がどのくらいいらっしゃるかなど、これは私の印象ですが、大体の方は、コミュニティセンターというその部分だけを、文化センターなら文化センター、生涯学習センターなら生涯学習センター、そのような呼び方をしていると思います。

先ほど申し上げましたように、この条文から受ける印象に対して申し上げます。確かに御利用されている方にお聞きになる、それももちろん大事なことであり、主体者はあくまでも利用される町民の方だと思います。しかしながら、条文から受ける印象というのも一つの視点、一つの選択肢に入れていただいた上で、先ほどの第9条を検討していただくことと併せてコミュニティセンター条例をもう一度見直していただければ幸いかなと思います。

その点については、課長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） お答えいたします。

利用されている方に、まずは御意見を伺うということも含め、今、議員がおっしゃられたことも含めた上で協議をしていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 理解をいたしました。ぜひともお願いします。というのは、私自身も生涯学習センターを利用して支持者の皆様と懇談をしたり、打合せをしたりさせていただいておりますが、コミュニティセンターを使うことはできません。同じ根拠法であるのに、なぜこのような状況になっているのかというのが、長年の間の疑問でした。ぜひとも整合性を図るためにも、なるべくスピーディーにお取組いただければ幸いかなと思います。

それでは以上をもちまして、私の一般質問を終らせていただきます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員の質問が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日6月9日は議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回6月10日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後零時08分散会